

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

担当課	医療対策課	検索番号	1 - 17
法令名	医療法	根拠条項	50 - 1

許認可等 医療法人の定款又は寄附行為の変更の認可

1 根拠規定

○医療法(昭和二十三年七月三十日 法律第二百五号)

第五十条 定款又は寄附行為の変更(厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)は、都道府県知事の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 都道府県知事は、前項の規定による認可の申請があつた場合には、第四十五条に規定する事項及び定款又は寄附行為の変更の手續が法令又は定款若しくは寄附行為に違反していないかどうかを審査した上で、その認可を決定しなければならない。

3 医療法人は、第一項の厚生労働省令で定める事項に係る定款又は寄附行為の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第四十二条 医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、次に掲げる業務の全部又は一部を行うことができる。

一 医療関係者の養成又は再教育

二 医学又は歯学に関する研究所の設置

三 第三十九条第一項に規定する診療所以外の診療所の開設

四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和三十五年法律第百二十三号)第五十条の二に規定する精神障害者社会復帰施設の設置又は同法第五十条の三に規定する精神障害者地域生活援助事業の実施

五 疾病予防のために有酸素運動(継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動をいう。次号において同じ。)を行わせる施設であつて、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置

六 疾病予防のために温泉を利用させる施設であつて、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置

七 前各号に掲げるもののほか、保健衛生に関する業務

八 社会福祉法(昭和三十六年法律第四十五号)第二条第三項第二号から第六号までに掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるものの実施

第四十四条 医療法人は、都道府県知事の認可を受けなければ、これを設立することができない。

2 医療法人を設立しようとする者は、定款又は寄附行為をもつて、少なくとも次に掲げる事項を定めなければならない。

四 事務所の所在地

十 公告の方法

○医療法施行規則(昭和二十三年十一月五日 厚生省令第五十号)

第三十二条 法第五十条第一項の規定により、定款又は寄附行為の変更の認可を受けようとするときは、申請書に次の書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。

一 定款又は寄附行為変更の内容(新旧対照表を添付すること。)及びその事由を記載した書類

二 定款又は寄附行為に定められた変更に関する手續を経たことを証する書類

2 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が新たに病院、法第三十九条第一項に規定する診療所又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に係るものであるときは、前項各号の書類のほか、第三十一条第五号の二(新たに病院又は介護老人保健施設を開設しようとする場合に限り。)第六号及び第十一号に掲げる書類並びに定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、前項の申請書に添付しなければならない。

3 定款又は寄附行為の変更が、当該医療法人が法第四十二条第一項各号に掲げる業務を行う場合に係るものであるときは、第一項各号の書類のほか、第三十一条第六号の二に掲げる書類並びに定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、第一項の申請書に添付しなければならない。

4 定款又は寄附行為の変更により、当該医療法人が法第四十二条第二項に規定する特別医療法人に該当することとなる場合にあつては、第一条各号に掲げる書類のほか、第三十一条第十二号に掲げる書類及び定款又は寄附行為変更後二年間の事業計画及びこれに伴う予算書を、第一項の申請書に添付しなければならない。

第三十二条の二 法第五十条第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第四十四条第二項第四号及び第十号に掲げる事項とする。

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

担当課	医療対策課	検索番号	1 - 17
法令名	医療法	根拠条項	50 - 1

許認可等 医療法人の定款又は寄附行為の変更の認可

1 根拠規定(続き)

第三十一条 法第四十四条第一項の規定により、医療法人設立の認可を受けようとする者は、申請書に次の書類を添付して、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事(以下「都道府県知事」という。)に提出しなければならない。

十二 当該医療法人が、法第四十二条第二項に規定する特別医療法人に該当する場合にあつては、次に掲げる書類

イ 第三十条の三十五第一項各号に規定する要件に適合していることを証する書類

ロ 法第四十二条第一項に規定する厚生労働大臣が定める業務を行おうとする医療法人にあつては、当該業務の概要及び運営方法を記載した書類

2 審査基準

医療法に係る許認可等の事務処理基準(平成12年4月1日 保第793号 各保健所長あて保健福祉部長通知)

医療法(昭和23年法律第205号)、同法施行令(昭和23年政令第326号)、同法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)の規定による許認可等の事務処理に当たっては、厚生省関係通達及び通知(疑義照会通知を含む)を処理基準とする。

なお、平成13年1月6日以降においては、「厚生省」を「厚生労働省」と読み替えるものとする。

(参考)

○医療法の一部を改正する法律の施行に関する件(昭和二五年八月二日 発医第九八号 各都道府県知事あて厚生事務次官通)

第四 組織変更等に関する事項

一 定款又は寄付行為変更及び合併の認可決定の基準については、設立の認可決定の場合に準ずること。特に事業の拡張又は附帯業務の経営により、医療内容の低下を来すことのないよう注意せられたいこと。

3 その他